

令和6年第2回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 令和6年6月19日 議案第68号 令和6年度西予市後期高齢者医療
特別会計補正予算(第1号)
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和6年6月19日 議案第69号 令和6年度西予市介護保険特別会
計補正予算(第1号)
午後1時00分
1. 閉 会 令和6年6月19日 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり
午後2時43分
1. 出 席 委 員
委員長 中村 一雅
副委員長 酒井 宇之吉
委員 大森 揚子
委員 加藤 美香
委員 小玉 忠重
委員 源 正樹
1. 欠 席 委 員
な し
1. 出席説明員
生活福祉部長
兼福祉事務所長 長野 静香
医療介護部長 浅野 幸彦
市民課長 兵頭 俊也
環境衛生課長 大塚 義導
健康づくり推進課長 松本 豊和
子育て支援課長 末盛 桂子
長寿介護課長 小玉 浩幸
市民課長補佐 二宮 国男
市民課長補佐 河野 貴之
市民課係長 二宮 夕子
環境衛生課長補佐 紀伊野勇人
環境衛生課係長 三好 進祐
健康づくり推進課補佐 薬師寺ふみ
健康づくり推進課保健師長 宇都宮弥生
健康づくり推進課係長 芝 陽介
子育て支援課長補佐 信宮 佳子
子育て支援課係長 佐々木ちひろ
長寿介護課係長 山下 元紀
長寿介護課係長 末光 文治
医療対策室長 片山 裕介
医療対策室係長 宇都宮雅己
1. 出席議会事務局職員
書記 脇本 美登利
1. 会議に付した事件
議案第62号 財産の無償貸付について
議案第67号 令和5年度西予市一般会計補正予
算(第2号)

開会 午後 1 時 0 分

○酒井副委員長

令和 6 年第 2 回定例会厚生常任委員会を開会します。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○中村委員長

委員長が挨拶を行う。

○酒井副委員長

次に浅野医療介護部長より御挨拶をお願いいたします。

○浅野医療介護部長

浅野医療介護部長が挨拶を行う。

○酒井副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手のうえ委員長の許可を受けて、それから、発言をしてください。また、委員会への携帯電話の持込みは御遠慮いただきますようお願い申し上げます。それでは、これからの進行は委員長が行います。

【医療介護部】

【医療対策室】

○中村委員長

では早速、議案審査に入りたいと思います。

まず、議案第 62 号「財産の無償貸付について」医療対策室の説明を求めます。

○片山医療対策室長

議案第 62 号「財産の無償貸付について」御説明申し上げます。

明浜の米田歯科俵津診療所につきまして、旧俵津歯科診療所の一部を米田歯科医院へ無償貸与し、地域における歯科医療に寄与いただいているところでございます。この施設の無償貸付につきましては、使用貸借期間が令和 6 年 7 月 31 日までとなっていますが、引き続き、地域の歯科医療を確保するため、地域からの信頼も厚く、歯科医療に御尽力いただいている、米田壮吾医師に歯科診療所施設として無償で貸し付けるものであります。

以上で、議案第 62 号「財産の無償貸付について」の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中村委員長

医療対策室の説明は終わりました。

これより、審査に入りたいと思います。

委員の皆様、御意見御質問ございませんでしょうか。

○加藤委員

今回米田歯科医院に無償貸付ということですが、以前は、あさの歯科医院などにも、無償貸付などされていたと思うんですけれども、選定基準と、また、契約期間が 5 年間ということになってるんですけれども、5 年間になっている理由、それと、1 年間にどれぐらいの患者を見込まれているのか、その 3 点お聞きいたします。

○片山医療対策室長

米田歯科医院につきましては、前日も地域の歯科医院として貢献いただいておりますので、患者もついておりますので、そういったことで引き続き、お願いするような形としております。

米田歯科医院の昨年度の実績につきましては、診療日数としましては 90 日、延べ患者数としましては 474 人、1 日当たりの患者数は、5.3 人ということになっております。

期間につきましては、令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年間ということで貸付を考えております。

○加藤委員

なぜ 5 年間になっているのかということをお聞きしているんですけれども。

○片山医療対策室長

5 年間の根拠としましては、財産規則におきまして、西予市としては普通財産として、目安として 5 年間ということになっておりますので、これにのっとりまして、5 年間という期間を設定させていただいております。

○中村委員長

他の委員さん御意見御質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので、これで審査を閉じたいと思います。

では採決に移ります。

議案第 62 号「財産の無償貸付について」、原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 9 分）

【生活福祉部】

【健康づくり推進課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後1時12分）

続きまして、生活福祉部に所管が変わりますので、長野生活福祉部長兼福祉事務所長より、御挨拶をいただきます。

○長野生活福祉部兼福祉事務所長

長野生活福祉部兼福祉事務所長が挨拶を行う。

○松本健康づくり推進課長

議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第2号）」の健康づくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき、御説明を申し上げます。

歳出から御説明をいたします。

補正予算書の28ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額7252万3000円の増額補正でございます。今回の補正予算は、秋冬に定期接種を実施する新型コロナウイルスワクチン接種にかかる予防接種委託料の計上と、インフルエンザワクチン接種の自己負担額の引上げに伴い、予防接種委託料を減額調整するものであります。新型コロナウイルスワクチン接種は65歳以上の方と、60歳から64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限する方などが対象となります。ワクチンの接種費用は1回1万5300円で、自己負担額3,000円を除く、1万2300円の6,215人分、生活保護者は自己負担額なしの1万5300円の70人分の費用を計上しております。自己負担額は、愛媛県予防接種広域化担当者会で協議した金額となっております。インフルエンザワクチン接種と同様に、広域接種が可能で、県内は同じ自己負担額で接種が出来ます。歳入で御説明いたしますが、基金管理団体から、接種費用の助成があります。

続きまして、インフルエンザワクチン接種については、愛媛県予防接種広域化担当者会で協議して、自己負担額1,000円を1,500円に引き上げることであり、予防接種委託料を減額調整するものであります。自己負担額の考え方が、ワクチン代相当額であるため、今回、自己負担額を見直すものであります。これも同様に、広域接種となり、

県内は同じ自己負担額で接種出来ます。

次に、歳入につきまして、補正予算書の14ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、4節衛生費雑入、新型コロナウイルスワクチン接種費用の助成金5216万5000円を計上するものであります。助成金は1人当たり8,300円となっております。この助成金は、国からの補助金等として交付されるものでなく、基金管理団体から助成されることになるため、雑入として予算を計上しております。

以上で、議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第2号）」の健康づくり推進課所管分の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより議案審査に移りたいと思います。

委員の皆様方より御質問御意見ちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

○源委員

予算書の28ページの予防接種事業、対象者が65歳以上及び60歳から64歳までというふうにあったと思うんですが、ということは、それ以外の方っていうのは先ほど課長が説明された金額が、自己負担としてかかるという理解でよろしいのでしょうか。

○松本健康づくり推進課長

任意接種の場合については、医療機関によって多少料金が上がりますので、医療機関に問合せいただくことになります。

○源委員

あくまで国の事業なんで、あれかなと思うんですが、この新型コロナウイルスワクチン接種というのは医療従事者の接種が非常に推奨されてきた経緯があるかと思います。実際、病院等でお勤めの場合、あくまでこれは国の事業なんでここで申し上げてもあれなんです、恐らく自己負担の1万5300円でしたかね、医療機関によって変わるといっても、そんなに大きく変わることはないだろうというふうに思います。今後、こういったことはどうなるかというのもあるんですけども、出来たらそういった部分について、高齢の方だったりとか基礎疾患があるっていうことも大事だと思うんですけど、そういったことが何かちょっと

抜け落ちてるんじゃないかと思ったので確認の意味で質問させていただきました。

○松本健康づくり推進課長

この事業については本年度初めてなんでどういう状況になるかもちょっと私のほうでも、情報が入ってきてません。また今後検討する課題が出てくると思います。適切に対応したいと考えております。

○中村委員長

他の委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

○酒井副委員長

インフルエンザ及びコロナウイルスワクチン接種の接種率が、以前より悪くなってるんです、予想されてるのは、これ全額使うような形にはならないと思うんですが、積極的な啓蒙はどのようにされるつもりですか。

○松本健康づくり推進課長

ホームページ、広報紙で、今回の場合は各世帯のほうに配布して周知するようにしております。

○酒井副委員長

それでも、市民の皆さんにコロナウイルスワクチン接種の注射これからどうするということになりましたら、意外と積極性が感じられません。そして、私自身も今回もうコロナウイルスワクチン接種の注射は今まで7回受けたんですけども、今回は受ける気はちょっとないですよ。その辺りが、結局、コロナにかかって、5類に落ちた形で、非常にそういうものが、市民の中に蔓延してる、普通の風邪と同じような考え方がまだあるようですが、先ほど言いましたように後遺症とかいろいろな問題が出ておりますので、その辺りの点からも、啓蒙をしていただくように、推進をしていただくように、なかなかコロナにかかって一般の風邪とは違ってあと治っても、いろいろと1カ月、2カ月いろんな問題が出てるように聞いております。そういう私もちょっとしんどいときがありましたんで、その辺りも含めて、指導していただきたいと思っております。

○松本健康づくり推進課長

研究して進めてまいります。

○中村委員長

他にございませんか。

○加藤委員

65歳以上っていうのはもう分かりやすいんで

すけれども、60歳から64歳のいろんな病気を持たれてる方ということなんですけれども、その方たちを西予市は把握されているんでしょうか、お聞きいたします。

○松本健康づくり推進課長

60歳から64歳の基礎疾患という形で、市のほうで把握したいんですけど、接種する前に、他の医療機関との相談で、という形になると思います。

○中村委員長

他に御質問御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

○酒井副委員長

念のためお聞きするんですが、基礎疾患の範囲ってのは、医者が糖尿病の薬を出してるとか、そういうのは基礎疾患に入るんですか入らないんですか。

○松本健康づくり推進課長

医師の判断になりますんで細かい分類まで私のほうで把握しておりません。

○酒井副委員長

基礎疾患の人には、60歳から64歳あるわけなんで、それがお医者さんが認めたら基礎疾患に入り、お医者さんがこれぐらいの、糖尿でもいろんな薬の投薬の量がありますから、それらもちょっとしたこと分類によっては、医者が認めるか、これぐらいの小さいやつを飲みよるについては、基礎疾患に入れなくて、グラム数が多い人は、基礎疾患に入るっていう判断は全部医者に任せると、そういう解釈でよろしいんですか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時26分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後1時28分）

○松本健康づくり推進課長

基礎疾患の方については心臓、腎臓、もしくは呼吸系の機能障害がある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があるものとなっていますので、一定の基準があります。

○中村委員長

他の委員の方、何かございますか。

なければ審査を閉じたいと思いますがよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ではこれで審査を閉じます。

採決に移ります。

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」健康づくり推進課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 30 分）

【市民課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 36 分）

続きまして、市民課の説明を受けたいと思います。議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」市民課所管分と、議案第 68 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」については、関連があるため、一括議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」の市民課所管分及び議案第 68 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、関連がございますので、予算書に基づき、一括して御説明申し上げます。

今回の補正の内容ですが、職員人件費の補正になります。当初予算では、予算編成時の配置職員をもって所要額を計算しておりますが、4 月の人事異動によりまして、配置職員の年齢構成等の変更に伴い、既決予算に計上しております。予算で過不足となった職員給与費を調整するものでございます。

一般会計予算、補正予算書の 25 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、9 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出事業 201 万 5000 円でございますが、後期高齢者医療特別会計予算で計上しておりました職員給与費が増額となったため、不足分を繰り出しするものです。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算書の 6 ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、事務費繰入金 201 万 5000 円となっております。

ます。一般会計より繰り出した予算、職員給与費の不足分について、繰り入れを行うものです。

同じく予算書の 7 ページを御覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、今回の人事異動に伴い配置された職員の職員給与費（後期高齢者医療）として、一般給与 88 万 5000 円、職員手当 72 万 3000 円、共済費 40 万 7000 円、合計で 201 万 5000 円を増額するものです。

以上、議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」及び議案第 68 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の説明とさせていただきます。

以上 2 議案、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより審査の時間に入りたいと思います。

委員の皆様、御質問御質疑ございますでしょうか。

○酒井副委員長

原則、給与についての予算についてはしないということになっておりますが、先ほど説明がありました中で後期高齢者のほうで 80 万入れて、それで手当が 77 万というのは、ちょっとバランス的にちょっとおかしいなと思いましたがお聞きしますが、手当っていうのはどういう出し方をしているという項目なのか、説明を求めます。

○兵頭市民課長

職員手当の中身です。通勤手当が 11 万 8000 円、時間外勤務手当に 11 万円、期末手当 18 万 7000 円、勤勉手当 15 万 7000 円、退職手当組合負担金のほうに 15 万 1000 円、合計で 72 万 3000 円という形になっております。

○酒井副委員長

人間が変わったことによって 80 万増えて、手当が 77 万っていうのが、ちょっとバランス的におかしいなと思ったんで聞いたんですが、新任者を雇ったわけじゃなしに、人事異動の中で、給与の差が出たからこういう形になってると、そういうことの解釈でよろしいんですか。

○兵頭市民課長

酒井委員がおっしゃったとおり、職員の入れ替わりによって生じたものです。

○中村委員長

先ほどもありましたように職員の異動による給与については、原則総務の所管ということになってございますので、ここでの質問は、委員のほうからは差し控えたいと思っております。どうぞ委員の皆様にも御了承よろしく願いいたします。

そのほかに何かございますか。

なければ審査を閉じたいと思いますがよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

採決に移りたいと思います。

採決は別々に行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」市民課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により、可決と決定いたしました。

続きまして議案第 68 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 43 分）

【環境衛生課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 55 分）

続きまして、議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」の環境衛生課所管分について、大塚課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、環境衛生課所管分について、補正予算書に基づき、御説明させていただきます。

歳出予算のみの御説明となります。

補正予算書 29 ページをお開きください。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費 89 万 1000 円の増額補正でございます。内訳といたしましては、事業概要欄にございます、会計年度任用職員給与費 82 万 6000 円、職員給与費 6 万

5000 円であります。令和 5 年 12 月の給与改正により、これまで、共済厚生年金の非該当者であった会計年度任用職員が新たに共済組合等に参加することにより、保険料の事業所負担分が必要となったための増額によるものでございます。

以上、議案第 67 号「令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）」の環境衛生課所管分の御説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

大塚課長の説明は終わりました。

これより審査に入りたいと思います。

委員の皆様、御質疑御意見等ございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ではこれにて審査を終結とさせていただきます。採決に移ります。

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」の環境衛生課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 58 分）

【福祉事務所】

【子育て支援課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 12 分）

続きまして、議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」の子育て支援課所管分について、末盛課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」の子育て支援課所管分について、補正予算書に基づきまして御説明いたします。

まず、歳出予算の御説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、4 月の人事異動による職員配置変更に伴う人件費の増減と、制度改正による児童扶養手当と、児童手当に関する補正予算になります。

一般会計補正予算書 25 ページ下段を御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務

費におきまして 1110 万 8000 円の増額補正となります。内訳といたしましては、事業概要欄にございます、児童扶養手当支給事業 361 万円と、職員給与費 749 万 8000 円を計上しています。

児童扶養手当の内容としましては、提出しております資料の 1 ページを御覧ください。4 月に改定された自動物価スライドによる手当の増減分に加え、資料 2 ページになりますが、こども家庭庁のこども未来戦略における今後 3 年間に集中的な取組として、子ども・子育て支援加速化プランに盛り込まれた制度改正として、1. 所得制限の見直しによるものと、2. 多子加算の増額に対応するものです。支給が増額する時期としましては、令和 6 年 11 月分、1 月の受け取り分からの支給になります。

続きまして、26 ページを御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費 7536 万 2000 円の増額となります。内訳といたしましては、児童手当支給事業に関する経費となります。

提出しております資料の 3 ページを御覧ください。

先ほどの児童扶養手当と同じく、国のこども未来戦略に基づき、児童手当の抜本的な拡充を行うための制度改正が行われたことから、それに対応するものです。内容といたしましては、1. 高校生年齢までの支給期間の延長、2. 所得制限の撤廃、3. 多子加算について、第 3 子以降の手当額を 3 万円とし、令和 6 年 10 月分、12 月受取分から実施するため、必要な経費を計上いたしました。財源といたしましては、拡充後、10 月以降の国、県、市の費用負担の構成の変更があり、子ども・子育て支援特例公債、子ども・子育て拠出金及び国負担金の合計額が、児童手当負担金として交付されることとなり、一般財源は 153 万 5000 円の減額となります。

また、制度改正に伴う業務システムの改修等を行う場合に必要となる臨時的な経費について、子ども・子育て支援事業費補助金が交付されます。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書の 11 ページ中段を御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫負担金、1 項民生費国庫負担金として 7440 万 8000 円の増額補正となります。内訳として、歳出予算で御説明しましたとおり、児童手当国庫負担金 7320 万 5000 円と、

児童扶養手当給付費国庫負担金 120 万 3000 円増額補正でございます。

次に、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 項民生費国庫補助金 279 万 5000 円の増額補正となります。こちらも歳出予算で御説明いたしましたとおり、制度改正に伴う臨時的な経費についての子ども・子育て支援事業費国庫補助金です。

次に、12 ページになります。

15 款県支出金、1 項県負担金、2 項民生費県負担金 89 万 7000 円の増額補正となります。制度改正に伴う児童手当県負担金となります。

以上、議案第 67 号「令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）」の子育て支援課所管分の説明といたします。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

末盛課長の説明は終わりました。

これより議案審査に入りたいと思います。

委員の皆様方の御質疑御意見を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○加藤委員

今年の 10 月からですかね、所得制限が撤廃されたり、高校生まで児童手当が支給されるということなんですけども、そういうことになると、今までの西予市で児童手当を受けている方と比較すると、どれぐらい人数が増えるようになるのかっていうこととですね、もう 1 点は、今まで所得制限を受けてる方は何人ぐらいいらっしゃるのか、お聞きいたします。

○末盛子育て支援課長

まずは今回の制度改正で、増えた人数で言いますと、今支給されている方についてはそのままなので、人数としては変わらないんですが、高校生の部分が人数が増えております。高校生が 714 人が今度から増えるようになると思います。所得制限の方が 67 人、第 3 子で対象になる方が 660 人、対象になる方があると試算しております。

○加藤委員

所得制限は幾らまででしたかね、もう一度お伺いします。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 21 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 24 分）

○末盛子育て支援課長

所得制限につきましては3人、例えば児童2人と配偶者の場合ですが、年収の目安といたしましては、1200万となっております。

○中村委員長

よろしいですか。

他の委員の方の御質疑ございませんか。

○大森委員

児童手当の支給回数が年3回から年6回へ変更となりましたが、これはいつからでしょうか。

○末盛子育て支援課長

回数が変わりますのは、今度の10月分と11月分が12月10日に支給されるんですが、そのあとに2月分が続くようになりまして、そのあと2カ月に1回支給されるということになります。

○大森委員

これは決定、決まったのはもうちょっと早いうちに決まっていたんじゃないでしょうか。

○末盛子育て支援課長

先日、支援法が決定されて、それによってこの制度が決まったものになりまして、今回6月補正で上げさせてもらっているということになります。

○大森委員

令和元年の11月から奇数月年6回の支給になりましたという部分を見たんですけども、それはちょっと違いますかね。令和元年2019年の11月から奇数月年6回の支給になりましたという。

○末盛子育て支援課長

児童手当ともう一つ児童扶養手当があるんですが、その分につきましては、2カ月に1回、振り込みがされておりますので、その分かなと思われま

○酒井副委員長

国のほうがころころ変わって、事務作業が非常に大きくなって、さっき改革による影響ってのは3つ4つ出ましたけど、事務のボリュームがものすごく大きくなってくると思うんですよ。それらは、国の7400万円の予算の中に事務費が入ってるんですか。これ国、県とか、自治体と市町村会とかが、事務がこれほど大きくなって、職員の事務、仕事が自治体にほとんどかぶせられてるという新聞記事を見ました。これについて、今年3回のやつが6回振り込まないといけないんでそれも増えてきてる。また、所得制限も撤廃となる。制

度が変わるたびに、もう事務が自治体のほうで大きくなってんですが、子どもの関係、こういうものに関しての事務が増えてるという感じはございますか。

○末盛子育て支援課長

今回の児童手当の事務費の件につきましては、システムの改修代とか、広告、お知らせするものに関してや、消耗品費とかっていうものは、補助対象として、今回の補正にも上げさせてもらっております。事務の負担といいますと、やはりシステム改修などが入ってくると、そのチェックをするとか、いろんな面とか、周知の仕方とか、いろんな方法が出てくるので、量としては本当に増えているなっていうのは実感しております。

○酒井副委員長

行政側も市町村もそうですけども議会側としては、そういうものに対して国の制度が変わるたびに、行政へ事務を全部押しつけてるような状態になってるんですよ。それを何らかの形で変えていくようなシステムっていうのはやはり、首長らに言ったら市町村会とか知事会とか、そういうことに申し上げるような形で、やはりやっていかないと、皆さんがたんびたんびにこうやって変わっていく、回数も多くなる、調査ももっとしなきゃなだめというようなことになってきてるんで、このあたりも含めて、理事者側にもちゃんと私らも伝えますんで、皆さん方もちゃんと伝えたほうがいいですよ。どうですか部長。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

酒井副委員長の大変ありがたなお言葉ありがとうございます。職員の負担もかなり増えてるのは本当に事実だと思っております。私たちも、その事務の事務量がどれだけ増えたのかというところをきちんと出せるように整えまして、理事者にもお伝えしたいと考えております。またそれらを、県、国のほうにお伝えいただくよう、お願いしたらと思っております。

○加藤委員

ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、児童手当というのは、扶養されている父母などに支給されると思うんですけれども、施設に入ってもらえるような方に対しては、どのような支給になっているのか、お伺いいたします。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時31分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 31 分）

○末盛子育て支援課長

施設の方に関しましては施設に直接振り込みをされるようになっております。

○大森委員

児童手当が拡充案で所得制限がなくなるということで、この一部支給というのもなくなるということですか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 32 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 34 分）

○末盛子育て支援課長

児童手当につきましては、一部支給はありません。児童扶養手当につきましては全支給と、一部支給があります。

○中村委員長

特にほかに御意見御質問ないようでしたら審査を閉じたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ではこれにて審査の時間を終結といたします。採決に移ります。

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」子育て支援課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 35 分）

【長寿介護課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 37 分）

続きまして、議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」及び「議案第 69 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては関連があるため一括議題といたします。

小玉長寿介護課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」及び令和 6 年度「西予市介護保

険特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明をいたします。

まずは、一般会計補正予算のうち、長寿介護課所管の予算であります。

一般会計補正予算書の 23 ページを御覧ください。

3 款 1 項 3 目老人福祉費におきまして、18 節の老人保護措置費負担金 534 万 2000 円を計上しております。これは国の総合経済対策の一環である介護職員処遇改善支援事業を踏まえた対応として、養護老人ホームに勤務する職員についても、介護職員と同様な処遇改善が必要だとされていること、あわせて、今般の介護報酬の改定を踏まえた基準費用額の引上げについて、国からの求めに対応するものでございます。具体的には、処遇改善として、本年 2 月から 5 月までの収入の 2 %、月額 6,000 円を引上げ、その後、6 月から 1.16%引き上げるため、事務費のうち人件費に係る支弁額を増額すること、また、居住費を 1 日当たり 60 円引き上げるため、一般生活費の支弁額を増額することなどであります。

なお、本件は歳出のみの補正となりますが、地方交付税の算定に際して、所要の経費が措置されることとであります。

また、24 ページに、27 節繰出金 156 万 4000 円とあります。これは次の議案であります、介護保険特別会計において増額補正することに伴い、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を計上するものでございます。

以上、議案第 67 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算第（2 号）」の説明といたします。

続きまして、介護保険特別会計の補正予算について御説明をいたします。

介護保険特別会計補正予算書の 6 ページを御覧ください。

歳入ですが、8 款 1 項 2 目その他一般会計繰入金に今ほどの 156 万 4000 円を計上しております。

歳出につきましては、7 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費において、右端の事業概要にありますように、会計年度任用職員給与費が 35 万 8000 円の減額、職員給与費が 192 万 2000 円の増額であります。このうち、会計年度任用職員給与費の減額につきましては、育児休業に係る代替職員につき、本年 5 月末までの任用予定としておりましたが、4 月からは、職員間の業

務分担によりカバーすることとしたため、今年度2カ月分の予算を減額するものです。

また、職員給与費の増額につきましては、人事異動などに伴う給与費の調整によるものです。

以上、議案第69号「令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の説明といたします。

本件2議案につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

小玉課長の説明は終わりました。

2議案あわせて一括しての質疑といたしたいと思いをします。

委員の皆様より、御質疑御意見賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

議案審査を終結いたしたいと思いをします。

これより採決に移ります。

採決は議案ごとに行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第67号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第2号）」長寿介護課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員により、議案第67号長寿介護課所管分については可決と決定いたしました。

続きまして議案第69号「令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の長寿介護課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員であります。

したがいまして議案第69号については可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時43分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午後2時43分）

本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了といたしました。

これにて閉会といたします。

閉会 午後2時43分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 中村 一雅